

入 札 説 明 書

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長

この度、下記により総合評価落札方式による一般競争入札を執行するので、希望があれば入札に参加されたい。

なお、本事業は、平成27年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成27年度アグリビジネス創出に向けた産学官連携促進手法検討調査
- (2) 仕 様 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 平成28年3月3日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。
- (4) 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札方法及び提案書の提出方法

(1) 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額でしかなく、事業を実施した結果、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、額の確定の上、実際の所要金額を支払うこととなる。

(2) 提案書等の提出

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧、資格審査結果通知書の写

し及び入札書を、下記 5 に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場 所：農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班契約第 3 係
(別館 6 館 ドアNo.619)
- (2) 日 時：平成27年 3 月27日 (金) ～平成27年 4 月10日 (金)
午前10時～午後 5 時 (ただし、行政機関の休日を除く。)
- (3) 入札説明書：入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書 (案) のほか以下の書類を含む。
ア 応札資料作成要領
イ 評価項目一覧
ウ 評価手順書
- (4) 入札説明会
ア 場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局委員室 (本館 6 階 ドアNo.676)
イ 日 時 平成27年 3 月31日 (火) 午前10時

5 入札書及び提案書等の提出場所及び提出期限

入札書及び提案書等は以下の日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した後、下記 9 の場所及び日時に行う。

- (1) 提 出 場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局総務課契約班契約第 3 係
(別館 6 階 ドアNo.619)
(入札書は契約班に設置してある入札箱に投函すること。)
- (2) 提 出 期 限 平成27年 4 月10日 (金) 午後 5 時まで
- (3) 提 出 部 数 10部

6 企画提案会の場所及び日時

入札者が提出した提案書等を詳細に検討するため、以下の場所及び日時に企画提案会を実施する。

また、入札者の多寡により企画提案会におけるプレゼンテーションの時間は、各入札者と協議して決定する。

- (1) 場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局委員室
(本館 6 階 ドアNo.676)
- (2) 日 時 平成27年 4 月14日 (火) 午前10時

※ 審査員の都合によって日時を変更する場合がある。変更する場合には別途入札者に連絡する。

7 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧 (提案要求事項) に記載している評価基準に基づき審査し、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、要件を満たしていない項目が一つでもあれば不合格となる。

8 開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施するが、開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため落札者の決定まで時間を要することがある。

また、上記7で不合格となった者の入札書は、開札しない。

なお、開札に当たり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うこともあるため、再度入札を希望する入札者は、入札書を持参すること。

- (1) 場 所 農林水産省農林水産技術会議事務局予算作業室
(本館6階 ドアNo.619)
- (2) 日 時 平成27年4月17日(火) 午後2時

9 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札保証金及び契約保証金 免除する。

11 契約書作成の要否 要

12 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

13 その他

入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/supply/index.html>）を御覧ください。

入 札 心 得

(総則)

第1条 農林水産技術会議事務局長（以下「事務局長」という。）の所掌に属する委託契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の広告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第2号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

7 入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第15号）第71条第1項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

8 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、

又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- (7) 入札時刻に遅れてした入札
- (8) 暴力団排除に係る誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第6条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う入札についても上記に準用して行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第1項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(落札者の決定)

第7条 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(同価格の入札)

第8条 落札となるべき同総合評価点の入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第9条 落札者は、契約書を作成するときは、事務局長から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から5日以内に事務局長に提出しなければならない。ただし、事務局長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

(異議の申立)

第10条 入札をした者は、入札後、この心得、入札の広告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第11条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名
(復代理人氏名

印
印)
印)

¥ _____

ただし、「平成27年度アグリビジネス創出に向けた産学官連携手法検討調査」
の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

- [注意]
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
 - 3 金額の訂正はしないこと。
 - 4 用紙は、A4判とする。
 - 5 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
 - 6 ()内は、(復)代理人が入札するときを使用すること。
この場合、代表者印(及び代理人印)は不要とする。
 - 7 委任状は別葉にすること。

委 任 状

私は、
を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局長の発注する「平成27年度アグリビジネス創出に向けた産学官連携促進手法検討調査」に関し、下記の権限を委任します。

記

- ・入札及び見積に関する一切の権限
- ・（復）代理人の選定に関する一切の権限

代理人使用印鑑	㊟
---------	---

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人所属先住所
代理人所属先・役職
代理人氏名

㊟

㊟

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局長 殿

[注意] 用紙の寸法は、日本工業規格A4判とし、縦長に使用すること。
復代理人を選定する場合は、適宜カッコ内を記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。

談合等の不正行為及び暴力団の関与に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除等)

第1条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。併せて、既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員、使用人その他従業員を含む。次条第1項第4号及び第2項第2号において同じ。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として、甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき、又は同法第66条第4項に規定する審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人に係る刑法第96条の6又は第198条若しくは独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当する

ときは、前項の契約金額の100分の10に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号の規定により確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団関与の場合の属性要件に基づく契約解除)

第3条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(暴力団関与の場合の行為要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団が関与していない旨の表明確約)

第5条 乙は、第3条の各号及び第4条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、

将来にわたっても該当しないことを確約する。

(暴力団関与の場合の損害賠償)

第6条 甲は、第3条又は第4条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

2 乙は、甲が第3条又は第4条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(暴力団関与の場合の不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに当該不当介入の事実を甲に報告し、かつ、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

委 託 事 業 計 画 書

1 事業内容

(1) 事業実施方針及び実施内容

平成27年度アグリビジネス創出に向けた産学官連携促進手法検討調査仕様書に基づき、事業を実施する。

(2) 事業実施期間

平成27年 月 日 ～ 平成28年3月3日

(3) 担当者

(4) 事業報告の方法

2 収支予算

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額〇〇円
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考
計		

(注) 対象となる経費については別紙のとおり。

3 物品購入計画 (物品の購入がある場合)

品 目	規 格	員数	購 入 予 定		使用目的	備 考
			単 価	金 額		

(注) 記載する品目は、原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち取得価格が5万円以上の物品とする。

4 支払計画 (概算請求限度額)

第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期

【別紙】

委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

1 直接経費

(1) 人件費

事業に直接従事する技術指導員等の人件費

なお、国からの交付金等で職員分の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、職員分の人件費は計上できません。

(2) 謝金

委員会の外部委員に対する出席謝金

(3) 旅費

国内の出張に係る経費

(4) 事業費

- ・ 消耗品費（機械・備品費に該当しない物品）
- ・ 印刷製本費（報告書等に係る経費）
- ・ 通信運搬費（郵便料、発送料等に係る経費）
- ・ 雑役務費（外注による統計分析等に係る経費）
- ・ 借料（会場等の借りに係る経費）
- ・ 賃金（事業に直接従事する補助職員等の賃金）
- ・ 調査票費（アンケート用紙等に係る経費）

2 一般管理費

1の(4)の事業費の15%以内

3 消費税等相当額

1及び2の経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%

※1 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。また、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。

※2 委託先が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50条）第42条第2項に規定する特例民法法人（以降、「特例民法法人」と略す。）の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）に基づき、国から特例民法法人に交付された補助金・委託費等（以下「補助金等」という）のうち、他の法人等の第三者に分配・交付するものを5割未満にする必要があります。また、国から特例民法法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。

平成27年度アグリビジネス創出に向けた産学官連携促進手法検討調査
委託事業実績報告書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官

農林水産技術会議事務局長 殿

〔 官署支出官
農林水産省大臣官房経理課経理調査官 殿 〕

住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け契約のこのことについて、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第6条の規定に基づき、その実績を報告します。

(なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

1 事業の実施状況

- (1) 事業項目及び対象
- (2) 事業実施期間
- (3) 担当者
- (4) 事業の成果の概要（成果物の名称及びその概要。著作物を作成した場合には、その名称とする。）
- (5) 事業に係る報告等（対外的に配布又は公表された資料名称を報告すること。）

(注) 「(4) 事業の成果の概要」には、委託事業実施要領又は委託事業研究計画書に基づく研究課題ごとに、その年度に得られた研究成果についてはその概要及び研究計画の達成状況（1課題1,000字以内）を記載。また、研究計画において数値目標を設定した場合には、達成状況を数値化して記載。あわせて、委託事業に係るシンポジウムの開催等あれば、その活動状況を記載。

2 収支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費税の額
計					円

支出の部

区 分	精算額	予算額	比較増減		備 考
			増	減	
計					

(記載要領)

「備考」欄には、精算の内訳を記載のこと。

3-1 物品購入実績（翌年度も事業を継続する場合は、3-1のみを提出すること。）

品 名	規 格	員 数	購入実績		所有権者	使用目的	備考
			単 価	金 額			
			円	円			

(記載要領)

- 1：物品購入計画に掲げたもののほか、記載する品名は、物品購入計画の場合と同様とする。
- 2：契約時の物品購入計画に掲げたもの以外の購入物品があった場合には、購入することとなった理由を備考欄に記載する。

3-2 （継続事業の最終年度に実績報告書を提出する場合は、事業で取得した物品全てについて、3-1の右に続けて、3-2も提出すること。）

継続希望の有無	継続使用を希望する者	物品の使用予定地	継続使用の目的	継続使用を希望する期間	取得年度	消耗の程度	
						程度	その理由

残存価額		移動の可否	処分方針
評価	その根拠		

(記載要領)

- 1：「継続希望の有無」欄（継続希望の有無にかかわらず記載）
希望がある場合には「○」を、希望がない場合には「-」を、それぞれ記載する。
- 2：「継続使用を希望する者」欄（継続希望の場合にのみ記載）

当該物品の継続使用を希望する者を記載する。

- 3 : 「物品の使用予定地」欄（継続希望の場合にのみ記載）
実際に物品を使用する予定の所在地を記載する。
- 4 : 「継続使用の目的」欄（継続希望の場合にのみ記載）
継続使用する課題名を記載する。なお、経費区分（農水委託、交付金課題、自社課題等）をカッコ書きで併記する。
- 5 : 「継続使用を希望する期間」欄（継続希望の場合にのみ記載）
継続使用を希望する場合には、研究が終了すると見込まれる年度を記載する（継続使用期間は、記載された年度の3月31日までとする。）
- 6 : 「取得年度」欄（継続希望の有無にかかわらず記載）
物品を購入した年度を記載する。
- 7 : 「消耗の程度」欄（継続希望がない場合にのみ記載）
「程度」の欄には、A、B、Cのいずれかを下記により記載する。
Aは、修理費が取得価格の20%未満と推定されるもの
Bは、修理費が取得価格の20%以上50%未満と推定されるもの
Cは、修理費が取得価格の50%以上と推定されるもの
「その理由」欄には、「程度」欄でA、B、Cのいずれかとしたことについての説明等を記載する。
- 8 : 「残存価額」欄（継続希望がない場合にのみ記載）
「評価」の欄には、A、B、Cのいずれかを下記により記載する。
Aは、現状のまま、又は修理により2年以上使用可能と推定されるもの
Bは、現状のままで、多少利用価値があると推定されるもの
Cは、多額の修理費を要する等のため、スクラップ等の処分が適当と思われるもの
「その根拠」欄には、「評価」欄でA、B、Cのいずれかとしたことについて、残存簿価等残存価額の算定根拠となるものを記載する。
- 9 : 「移動の可否」欄（継続希望がない場合にのみ記載）
該当物品がコンクリート等で固着され移動できないものに「否」を記載する。
- 10 : 「処分方針」欄（継続希望がない場合にのみ記載）
上記の消耗の程度、残存価額、移動の可否等を考慮し、委託先が妥当と考える処分方針を記載する。
- 11 : 「撤去及び処分費用」欄（継続希望がない場合にのみ記載）
「移動の可否」欄において「否」と記した場合に係るコンクリート等の撤去費用（概算）及び「処分方針」欄において記載した処分方針に係る費用を記載する。
- 12 : 継続使用希望の有無にかかわらず、必要に応じて、参考資料（修理不能見積、写真等）の提出を求めることがある。このため、農林水産技術会議事務局から別途指示があった場合には、併せてそれを添付する。

4-1 取得した試作品（翌年度も事業を継続する場合は、4-1のみを提出すること。）

試作品名	仕様	製造又は取得価格	所有権者 (試作品の所在地)	資産計上した 場合の年月	備考

(記載要領)

- 1 : 試作品が複数の部分により構成される場合には、その部分を試作品の内訳として記載すること。
- 2 : 「製造又は取得価額」欄は、当該試作品の直接材料費の額を記載すること。
- 3 : 「資産計上した場合の年月」欄は、事業終了時に資産計上した場合に記載すること。年度途中に資産計上をする場合には、必ず事前に農林水産技術会議事務局に知らせること。
- 4 : 「備考」欄には、委託先において、事業終了時に試作品を完成品として資産計上する予定がある場合に、その旨を記載すること。

4-2 (継続事業の最終年度に実績報告書を提出する場合は、事業で取得した物品全てについて、4-1の右に続けて、4-2も提出すること。)

継続希望 の有無	継続使用を 希望する者	物品の使用 予定地	継続使用 の目的	継続使用を希 望する期間	取得年度	消耗の程度	
						程度	その理由

残存価額		移動の可否	処分方針	撤去及び処分費用
評価	その根拠			

(記載要領)

3-2と同様に記載する。